

ジェコス株式会社定款



ジェコス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ジェコス株式会社と称し、英文では、GECOSS CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、国内外において次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築材料の製造、賃貸、運送、修理ならびに販売
- 2 建設機械、金属加工機械、電気機械および車輛の製造、賃貸、運送、修理ならびに販売
- 3 事務用機器、家庭用電気製品および家具の賃貸、運送、修理ならびに販売
- 4 土木、建築、鋼構造物、管工事の請負および設計、施工ならびに工事監理
- 5 倉庫業
- 6 損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 7 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は97,500,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集地)

第13条 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、11 名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任は累積投票によらない。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役、役付取締役の選任)

第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により取締役社長を定める。

(招集、招集者および議長)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときはこの限りでない。

- ② 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ③ 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選 任)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 30 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招 集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときはこの限りでない。

(決議の方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に行う。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときには、当社は、その支払義務を免れるものとする。(未払配当金に対しては、利息をつけない。)

制定	昭和 43 年 6 月 20 日	改正	平成 11 年 6 月 29 日
改正	昭和 50 年 11 月 27 日	改正	平成 12 年 6 月 29 日
改正	昭和 52 年 1 月 27 日	改正	平成 13 年 6 月 28 日
改正	昭和 56 年 7 月 30 日	改正	平成 14 年 6 月 27 日
改正	昭和 58 年 12 月 23 日	改正	平成 15 年 6 月 27 日
改正	平成元年 12 月 22 日	改正	平成 16 年 6 月 29 日
改正	平成 2 年 6 月 29 日	改正	平成 18 年 6 月 29 日
改正	平成 3 年 6 月 27 日	改正	平成 21 年 6 月 26 日
改正	平成 4 年 6 月 26 日	改正	平成 23 年 6 月 24 日
改正	平成 5 年 6 月 29 日	改正	平成 24 年 6 月 28 日
改正	平成 6 年 6 月 24 日	改正	平成 25 年 6 月 27 日
改正	平成 7 年 6 月 29 日	改正	平成 27 年 6 月 23 日
改正	平成 8 年 6 月 27 日	改正	令和 4 年 6 月 23 日